

北海道高等養護学校における非行等の実態と支援に関する調査 (集計表)

調査票 1 (入学前)

回答学校数 (13校中)	12	記入者役職種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
		教頭	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0		3
		コーディネーター	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		1
		進路指導部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
		生徒指導部	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	1		7
		学年主任等	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0		6
		計	1	5	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	18	

1 在籍生徒で入学前に、非行・虞犯行動等をおこしたことがある生徒は何人いますか。(調査基準日 平成21年10月1日現在)

学校別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		小計		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
1年	0	0	3	0	1	1	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	10
2年	0	0	0	0	0	1	2	0	5	1	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	2	14	
3年	0	0	3	1	1	1	1	2	4	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	6	17	
計	0	0	6	1	2	3	3	10	1	5	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	29	12	41		
割合 (%)	0.0	0.0	5.8	2.4	2.1	6.7	2.9	6.4	12.7	2.7	10.0	14.3	4.3	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	3.0	3.3		
男女別在籍生徒数	14	2	104	42	94	45	103	47	79	37	50	21	47	25	78	38	23	17	90	56	118	45	50	20	850	395				
在籍生徒総数	16		146		139		150		116		71		72		116		40		146		163		70		0	1245				

1-①対象の生徒ごとに性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。

学校別	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		小計		男女別割合		合計	割合
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	8.6	0.0	5	7.1
無銭飲食・無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.7	0.0	1	1.4
放火・火遊びによる出火	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9	
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.7	0.0	1	1.4	
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9	
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9	
わいせつ・強姦	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	8.6	0.0	5	7.1	
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9	
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
虚言	0	0	1	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	6.9	25.0	7	10.0	
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	10.3	16.7	8	11.4	
教員・生徒への校内暴力	0	0	2	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	13.8	0.0	8	11.4	
家庭内暴力	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3.4	0.0	2	2.9	
盗癖	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6.9	16.7	6	8.6	
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1.7	0.0	1	1.4	
性的問題	0	0	0	1	0	0	0	1	4	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	5	10.3	41.7	11	15.7	
飲酒・喫煙	0	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	12.1	0.0	7	10.0	
違法薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
計	0	0	10	1	0	0	3	4	37	3	5	3	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	58	12	100.0	100.0	70	100.0	

1-② 対象の生徒を受け入れる際、特別に行った教育的支援や対応について、該当項目に件数を、備考欄に具体的内容を記入してください。

教育的支援の項目/学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計	割合	備考
特別な職員配置 (学校)	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5.0	学年主任をコーディネーターに指名
特別な支援プログラムによる対応	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	13.3	
ケース会議 (校内のみ) の実施	0	4	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	15	25.0	週2回のコーディネーター会議
ケース会議 (校外関係者を含む) の実施	0	2	0	0	11	0	3	0	0	1	0	0	0	17	28.3	医療機関・支援センター・中学校・児童施設
その他の対応	0	2	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	13	21.7	全職員での見守り・部活、学舎の連携
特別な職員配置 (寄宿舎)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
特別な支援プログラムによる対応 (寄宿舎)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	

ケース会議（寄宿舍のみ）の実施	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6.7	
その他の対応（寄宿舍）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
計	0	12	0	0	36	8	3	0	0	1	0	0	0	60	100.0	

2-④ 対象の生徒を受け入れる際、特別に行った教育的支援や対応で、該当する項目に件数を、備考欄に具体的内容を記入してください。

教育的支援の項目/学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計	割合	備考
特別な職員配置 (学校)	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.1	専任支援のコーディネーター指名
特別な支援プログラムによる対応	0	0	0	0	1	3	0	8	4	0	0	0	0	16	11.4	性指導
ケース会議 (校内のみ) の実施	0	7	0	0	78	0	0	0	4	1	0	0	0	90	64.3	
ケース会議 (校外関係者を含む) の実施	0	2	0	0	11	0	0	0	0	0	0	3	0	16	11.4	関係者の理解と対応が困難
その他の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
特別な職員配置 (寄宿舎)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
特別な支援プログラムによる対応 (寄宿舎)	0	0	0	0	1	0	0	8	0	0	0	0	0	9	6.4	性指導
ケース会議 (寄宿舎のみ) の実施	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.9	
その他の対応 (寄宿舎)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.4	
計	0	15	0	0	94	3	0	16	8	1	3	0	0	140	100.0	

*学年比較

学年別/割合 種別/性別	1		割合		2		割合		3		割合		計		割合		合計	割合
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
窃盗・万引き・ひったくり	4	0	21.1	0.0	2	1	3.8	7.7	3	1	6.1	9.1	9	2	7.4	7.1	11	7.4
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	1	0	2.0	0.0	1	0	0.8	0.0	1	0.7
放火・火遊びによる出火	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
住居侵入	0	0	0.0	0.0	1	0	1.9	0.0	1	0	2.0	0.0	2	0	1.7	0.0	2	1.3
器物破損	1	0	5.3	0.0	5	0	9.4	0.0	4	1	8.2	9.1	10	1	8.3	3.6	11	7.4
強盗	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
暴行・傷害	2	0	10.5	0.0	3	0	5.7	0.0	0	0	0.0	0.0	5	0	4.1	0.0	5	3.4
わいせつ・強姦	2	0	10.5	0.0	5	0	9.4	0.0	2	0	4.1	0.0	9	0	7.4	0.0	9	6.0
恐喝	1	0	5.3	0.0	2	1	3.8	7.7	1	0	2.0	0.0	4	1	3.3	3.6	5	3.4
殺人	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
虚言	1	1	5.3	25.0	4	4	7.5	30.8	6	0	12.2	0.0	11	5	9.1	17.9	16	10.7
徘徊・無断外出・家出	1	1	5.3	25.0	2	0	3.8	0.0	3	1	6.1	9.1	6	2	5.0	7.1	8	5.4
教員・生徒への校内暴力	1	0	5.3	0.0	6	0	11.3	0.0	6	1	12.2	9.1	13	1	10.7	3.6	14	9.4
家庭内暴力	0	0	0.0	0.0	1	0	1.9	0.0	1	0	2.0	0.0	2	0	1.7	0.0	2	1.3
盗癖	1	1	5.3	25.0	1	0	1.9	0.0	3	0	6.1	0.0	5	1	4.1	3.6	6	4.0
反社会的集団との関係	0	0	0.0	0.0	1	0	1.9	0.0	0	0	0.0	0.0	1	0	0.8	0.0	1	0.7
性的問題	1	0	5.3	0.0	15	6	28.3	48.2	10	6	20.4	54.5	26	12	21.5	42.9	38	25.5
違法薬物等の乱用	0	0	0.0	0.0	0	1	0.0	7.7	0	0	0.0	0.0	0	1	0.0	3.6	1	0.7
飲酒・喫煙	3	0	15.8	0.0	5	0	9.4	0.0	8	1	16.3	9.1	16	1	13.2	3.6	17	11.4
その他	1	1	5.3	25.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	1	1	0.8	3.6	2	1.3
計	19	4	100.0	100.0	53	13	100.0	100.0	49	11	100.0	100.0	121	28	100.0	100.0	149	100.0

調査票 2 (巡回相談等)

回答学校数 (13校)	12	記入者役職種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
		教頭	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0		4
		特別支援教育C。	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0		4
		進路指導部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		生徒指導部	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1		4
		学年主任等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	12

1 特別支援学校のセンター的機能における地域支援及び専門的支援（巡回相談等）において、非行等の事例について伺います。

年度/学校別件数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	17
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16
平成20年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0	0	0	44

1-① 平成18年度 対象の児童・生徒等ごとに学年か年齢と性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。（複数可）

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
学校別	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			1
年齢又は学年	3	3	3	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	8			
性別	男	男	男	男	女	男	女	男	女	男	男	男	男	男	男	女	男			
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員・生徒への校内暴力	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	16
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗癖	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性的問題	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	17
計	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	0	35

1-② 対象の児童生徒等への教育的支援や対応について、具体的に記入してください。

⑩情緒短期治療施設併設の小中学校との連携

2-① 平成19年度 対象の児童・生徒等ごとに学年か年齢と性別を記入し、非行等に○を記入してください。(複数可)

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
学校別	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10					1
学年	3	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8	9				
性別	男	男	男	男	男	男	女	女	男	男	男	女	男	男	男	男				
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員・生徒への校内暴力	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	14
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	15
計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	0	0	0	30

3-① 平成20年度 対象の児童・生徒等ごとに学年か年齢と性別を記入し、該当する非行等に○を記入してください。(複数可)

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
学校別	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10										1
学年	4	5	5	6	7	7	8	8	9	9	10									
性別	男	男	男	男	男	女	男	女	男	女	男									
窃盗・万引き・ひったくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無銭飲食、無賃乗車等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放火・火遊びによる出火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴行・傷害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わいせつ・強姦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
虚言	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徘徊・無断外出・家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員・生徒への校内暴力	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗癖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
反社会的集団との関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性的問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬物等の乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
計	1	2	1	2	1	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14

調査票 3

回答学校数 (13校)	12	記入者役職種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
		教頭	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0		5
		特別支援教育Co	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		2
		進路指導部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
		生徒指導部	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1		4
		学年主任等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		1
		計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	12

1 「発達障害で2次障害の不適応行動による非行等の実態及びその教育支援・卒業後支援等の状況と課題」についてお考えを記入してください。

②入学前の段階で、2次障害の生徒を、3年間の高等養護の教育ではどうしようもないところがあります。早い段階からの、働きかけが絶対必要です。(早期発見・早期療育)また、通常の高등학교が発達障害者の生徒に対して適切な教育ができるよう、文科省や教委の明確な施策が必要です。②卒業後の支援に関しては、高等養護学校は今まで力を注いできました。卒業後の一定期間の期間は今後も役割を担う必要があると思います。学校として在校生の教育以外の仕事は、本務として認められない状況の中で、年々増加する卒業生の支援を行うことは不可能です。地域の就労支援・相談支援機関の整備と引き継ぎや連携が必要と考えます。④集団生活を基本とする高等養護学校では、思春期も相まって、これまでの育ち方が一気に露呈しやすい環境になる。なかでも、保護者も同様の障害を有していることが疑われたり、経済的なコントロールができない障害状況を認知していないなど、家庭環境が整っていないケースについては、学校だけの対応には限界がある。区役所福祉課や相談支援機関との連携を図っているが、卒業後の就職先や居住先に乏しく、大きな課題である。⑤2次障害そのものを防ぐことが困難であることや、事件・事故がおきてからでないと、非行が表面化しない。日常的な卒業後支援体制は、今の学校制度では困難です。⑥近年、発達障害があり非行等の不適応行動を過去におこした生徒が入学している。発達障害児への適切な指導の在り方など、学校の専門性を更に高めていく必要がある。⑦H16卒業生で家庭内暴力から保護者がやむなく警察に通報し、現在入院中の卒業生がいます。ADHDの2次障害として不適応行動(主に暴力、器物破損)が、在学中から絶えなかった(入学前から)ので、医療機関との連携は欠かせなかったが、お互いの情報交換は密に行っていたものの、具体的な支援策までは、さまざまな制約もあり、話し合いはあまりできなかった。特に僻地では、頻りに相談できない状況です。⑧本質問事項に関しては、本校におけるまとまった見解は現在ありません。⑨連携が困難な家庭の生徒の指導・支援について

⑩窃盗や破損の例がみられる。SST的指導を学舎で行い対応している。

⑪2次障害による不適応行動をおこさない指導(予防的カウンセリング等)が必要。非行等の実態把握が学校現場では難しい。児童相談所や警察は相談できるが、連携は難しい。

⑫社会的ルールを理解できていない(できづらい)生徒が、店の共有物(イヤホン)を勝手に持ち出して、対応したケースがあった。生徒個々で理解の様子も異なるので、在学中に個々に必要不可欠な内容の指導を見極めて行わなければならないと思う。⑫性の問題について、以前は卒業後のトラブルが数件あったが、学校全体で性教育にしっかり取り組んだところ、ここ数年は起きていない。

2 障害があるものの特別支援教育や障害福祉とのつながりがいないために、社会的不適応や生活困窮により罪を犯し、再犯を繰り返す等への対策として、21年度から保護観察所を中心に矯正施設からの出院・出所後の地域生活を支える支援体制、矯正施設から福祉への連携を調整する都道府県生活地域生活定着支援センターが制度化されました。こうした「触法障害者への刑事司法と福祉との連携に基づく、新たな更生保護と再犯防止に関する制度・事業について」のお考えを記入してください。

①特別支援教育や障害者のための福祉とのつながりがないことが、障害者の犯罪に結びつくという考え方は、教育関係者が障害者の犯罪に関する問題意識を高めるためには必要かもしれないが、犯罪に至るまでにはさまざまな要因があることを正しく理解しなければ、問題の矮小化に陥るおそれがあると考えます。②障害があるなしにかかわらず、適切な教育を受けられ、日本に生まれた子供が、生活や特に教育で格差が生じない環境にすべきと考えます。地域生活支援センターが都道府県に1カ所ではなく、必要となる場所に設置してほしいと思います。④地域生活を支える支援体制が整備されていくことは、歓迎される。しかしながら、福祉施設の現場は経営的にも厳しい状況にあることから、人件費や研修体制などのバックアップが整備されることを期待する。⑤制度そのものは非常によいと思います。今後全国への拡がり、サポート体制の充実を期待するとともに、特別支援学校卒業者への支援も視野に入れていただければと期待します。⑥障害があっても地域で当たり前暮らしという近年の地域福祉の流れは評価すべきだが、社会の受け皿の整備が、まだ十分とは言い難いなかで、触法障害者の地域生活に対する、支援体制の整備は今後も重要である。⑩障害者が再犯するにあたり、その背景について、それぞれの専門機関の立場でアプローチすべきであり、かつ、それらの機関が連携することが重要であると思われる。

⑪触法障害者への保護士の対応に期待したいが、現実的には生活定着支援は難しい。今後は、触法障害者を取りまく人的ネットワークと教育方法の改善が求められる。

⑫通常の学級に在籍する生徒に、特別支援教育が必要かどうかを見極めながら、周囲が連携して支援していくことが第一歩だと感じる。中途退学者の中にも対象と思われる生徒が多く、社会不適應をおこすケースが多いように思う。まずは地域で早期から支援する体制をつくっていくことが大切と思う。

3 「非行の知的障害者児、発達障害児への教育支援について、高等養護学校が期待される役割・機能・事業について」お考えを記入してください。（例えば、児童自立支援施設の教育への支援、矯正教育的な受入等）

①指導内容、方法に関する指導資料の提供 ②北海道の高等養護学校は居住地から離れた地域に設置されているため、全寮制の学校であるので、親元から離れ基本的な生活習慣を整え、指導できた面で指導効果があったケースはある。しかし、近年、発達障害を含め、幅の広い障害の生徒を抱え、研修を実施しながら指導方法・内容を再検討している状況の中で、十分な成果が上がっていない。③矯正教育的な受け入れに関しては、現在の入学選考制度の中では定員を満たさなければ全員合格になると、在学中の指導体制等対応の困難が予想される。④少年院等の矯正教育機関の教育支援は、今後の役割となると考える。高等養護学校の役割として、矯正教育機関等を出院した者が「学びたい」という強い意志を有しているのであれば拒む理由はないが、3年間の居場所としての選択するケースについては、役割の範囲を超えていると考える。⑤発達障害に加え非行に関する専門性もこれからの教員に求められていく。⑥卒業後の支援機関、専門機関との密接な連携と専門的な指導の実践。⑩自己肯定感を高める指導を重視する。また、センター的機能によって、小・中・高と各専門機関との連携を推進するコーディネーションを構築する。

⑪矯正教育と特別支援教育の教育方法には共通点がある。そこで特別支援教育のノウハウを地域や関係機関に広げていく必要がある。・実態把握・指導方法（他者理解、自己開示の視点を含めて）

⑫養護学校というネーミングの改訂などを行い、通常の学級出身者に対しての心理的な垣根をはらい、社会的ルールやマナーについて一からしっかり教育できる機関としての役割を強めてもよいと思う。また、大きな事件を起こす前に、一人一人に合った指導内容（理解できていない部分の見極めも含めて）を考えながら支援することで、非行や犯罪が減少することを期待したい。

4 非行と教育支援について、調査研究に資する事例がありましたら、ご紹介下さい。例えば、教育支援の困難事例や成功事例、望ましい教育方法と家族支援プログラム、地域の支援体制と機関連携の取り組みや課題など。（A4版横書きで添付して下さい。）

* 添付なし

21 年度触法障がい者の支援に関する研究田島班小林グループ調査

北海道広域相談支援事業所における 触法・被疑者となった障害者への調査の結果

研究協力者 佐々木明員（北海道医療大学）
ワーキンググループ協力委員 小野尚志（留萌圏域センターうえる）
浜尾勇貴（根室圏域相談支援センターあくせす根室）

I 調査の概略

調査対象 北海道が委託する民間法人による広域相談支援事業所 13 カ所
調査票の回収 対象事業所 13 カ所のうち回答 8 事業所 61.5%
調査期日 平成 22 年 2 月
調査の目的と内容

北海道が設ける圏域広域相談支援事業における触法・被疑者となった障害者への相談支援と支援体制に関する現況と今後の取り組みについて明らかにし、今後の触法・被疑者への相談支援の課題と方策の検討に検討に資する。調査は次の二つの内容である。

- 1) 北海道圏域相談支援事業における触法・被疑者となった障害者への相談支援の状況について
- 2) 北海道圏域相談支援事業における触法・被疑者となった障害者への支援体制と今後の取り組みについて

II 調査結果の概要

1) 広域相談支援事業所における支援に関する調査結果

①相談支援の有無

8 事業所全てにおいて、相談支援の実績がある。

②支援した実数

支援した実数は 25 人。性別は男性 20 人 80%、女性 5 人 20%、と性差が顕著である。

③主障害（手帳所持数）（複数回答可、延べ数）

主障害と障害者手帳の状況では、知的障害 21 人 84%（手帳 19 人 90.4%）、精神障害 2 人 8%（2 人 8%）、アスペルガー症候群 2 人 8%、障害が疑われる未診断 2 人 8%、身体障害 1 人 4%（1 人 4%）である。知的障害者の相談支援が 75%を占めている。

④犯罪の種類（延べ数）

総数 37 件（延べ数）の罪状は、窃盗・万引き 8 件、わいせつ 6 件、住居侵入 6 件、暴行・傷害 5 件、強盗 2 件、放火 2 件、脅迫・恐喝 2 件、殺人 1 件（殺人未遂を含む）1 件、器物破損 1 件、薬物関連 1 件、その他 3 件である。

窃盗・万引き約 22%、わいせつ約 16%、住居侵入約 16%、暴行・傷害約 14%が多い。また、凶悪犯罪は強盗 2 件、放火 2 件、殺人 1 件となっている。

⑤相談支援の利用経路（複数回答可）

道・市町村・行政機関 6 件約 21%、他の相談支援機関 6 件約 21%、家族・親族 3 件約 10%、また居住系事業所、保護観察所・保護司、少年院・刑務所等、本人直接が、各 2 件約 7%である。

行政機関と相談関係のルートが 12 件 42%を占め、更生保護、矯正施設ルートは 4 件である。

⑥相談支援の内容（複数回答可）

居住に関すること 15 件、日中活動やデイケアに関すること 10 件、日常生活全般の相談支援に

関すること 6 件、就労の支援に関すること 4 件、医療に関する援助 3 件である。

住まいと日中活動・就労に関することで大半を占めている。

⑦支援の連携について（複数回答可）

道・市町村・行政機関 17 件、家族・親族 13 件、通所系事業所 9 件、他の相談支援事業所 9 件、保護観察所・保護司 7 件、居住系事業所 6 件、その他 4 件約 14%である。

その他では、高等養護学校・養護学校等の教育機関、入所型事業所、高等養護学校、警察、消防署、社会福祉士会、生活保護ケースワーカーである。

⑧支援において困難な状況や問題（自由記述 9 件）

・刑務所等の矯正施設や刑事司法関係機関と、支援に関する情報共有や個人情報保護の制約により受け皿の資源の調整が困難

・支援に関する地域ネットワーク体制と連携の未確立

・地域の受け皿の少なさと一部事業所に偏っている問題

・家族・保護者が反社会的行為や障害者のために支援プログラムの実施の難しさ

・女子職員の対応の困難等

・金銭管理の支援の難しさ

⑨支援において必要な対応、体制、制度（自由記述 9 件）

・警察・司法関連の制度と福祉関連制度を相互に学べる機会や連携体制
地域支援システムと連携体制の整備について

・生活の安定、再犯防止の生活定着支援システムと受け皿の整備

・成年後見などの整備

2) 支援に関する調査結果の分析

全事業所が相談支援に関わっている。

相談者の性別では男性、障害では知的障害者が多い。

相談内容では、居住の場や日中活動・就労の場に関する相談支援が多い。

支援における困難さの理由では、「広域性の課題」、「受け皿の課題」、「個人情報の取り扱い」、「支援の方向性や組み立てについての共通理解」がキーワードになっている。

支援において必要な対応、体制、制度などについては、体制づくりは必要であるが、実際の受け皿の課題も多くあり各分野における制度の整備が必要である。

3) 広域相談支援事業所における支援体制整備に関する調査結果

①北海道・圏域において触法障害者等の支援に関して課題となっていることある 7 カ所、ない 1 カ所である。

触法障害者等の支援について課題となっている状況にある。

②活用できる支援ネットワークの有無について

ある 1 件、ない 7 件である。

広域相談支援事業所におけ活用できる支援ネットワークは、極めて未整備の状況である。

広域相談支援事業所は圏域の支援ネットワークづくりも基本的な業務であるが、触法問題に関しては今後の取り組みの課題である。

③支援のネットワーク内容について

障害者相談支援事業所・団体等 1, 障害者福祉サービス事業所・団体 1 の 2 件である。

自立支援協議会等 8 件、児童相談所・精神保健福祉センター等 8 件、障害者・発達障害者支援福祉サービスサービス事業所・病院等 6 件、更生 保護施設・保護観察所等 4 件、その他 4 件が上位 5 項目である。

④受け入れてくれる又は受け入れてくれそうな事業所有無

触法障害者を受け入れてくれる事業所があるが5カ所6割強の状況であるが。また、ないが1カ所とわからない2カ所を加えると4割弱が支援の受け皿がない状況である。

⑤受け入れてくれる福祉サービス事業所数

触法障害者を受け入れてくれる福祉サービス事業所数では、居住系（入所施設、GH等）5件、通所系（就労支援、福祉的就労支援等）2件となっており、居住系（入所施設、GH等）が主となっている。

⑥触法障害者支援に関する地域自立支援協議会や連携会議等における協議状況

触法障害者支援に関する地域自立支援協議会等の協議の場について、ないが8カ所全ての状況である。したがって、地域の障害者支援に関する公的な中核になる総合的組織である地域自立支援協議会等における早期の取り組みが望まれる。

⑦支援に関する協議や検討する場の必要性について

支援に関する協議や検討する場の必要性について、必要に応じての参集で良いが5カ所と大半を占め、あったほうが良い2カ所、必ず設置すべきである1カ所となっている。

⑧地域生活定着支援センターとの連携について取り組みや検討していること

（自由記述8件）

- ・司法関連機関から福祉関連機関（地域生活支援等）へのコーディネート役や、フォローアップ（定着支援）の機能に期待した。
- ・定着支援センターについてはよく分からない、連携のイメージがつかめないが大半を占めている。また連携の難しさなども述べられている。

⑨広域相談支援事業として圏域内の体制作りの役割と触法障害者支援に関する取り組みや検討の状況について（自由記述8件）

圏域内の体制作りの役割と触法障害者支援に関する取り組みや検討の状況では、検討している0件、検討していない5件、検討できる段階でない3件である。

現状は、未検討の状態であるとともに、情報が少なく把握が出来ていない状況にある。地域作りや自立支援協議会の体制整備の中で今後の支援を考える。また、支援内容は他の分野とも共通であるなどの意見が大半を占めており、具体的な提案等はなかった。

⑩広域相談支援事業所が触法障害者支援に関する役割、機能について（自由記述8件）

圏域の広域相談支援事業所が担う体制整備における役割とコーディネートに関する記述は次の通りである。

- ・触法障がい者支援に限らず、地域での支援体制づくりに努めていく役割である。
- ・住民への丁寧な周知と相互理解がある上での体制づくりが必要であり、また相談支援でなすべきことは変わらない。地域自立支援協議会の体制整備が急務。
- ・地域での啓蒙活動やサービス提供事業所への仲介などを役割として担うが、経験不足が課題となる。
- ・早い段階からの障害の発見と支援ができる地域づくり。
- ・出身地で生活することが困難な場合に圏域を超えた支援も必要である。

⑪その他の意見（自由記述、3件）

- ・地域生活定着センターの具体的な情報が欲しい。
- ・触法障害者を受け入れてもらえる事業所（施設）は限定されてしまい、集中する可能性あり。（精神の医療観察法と同様に）

地域的にも限定され、スタッフの能力も専門性が必要とされる。一事業所の厚意に頼るのではなく、体制の整備は必要であるし、その様な事業所への報酬（？）が補償される様、体制も必要であると考えます。

・定着センターのことについての知識不足のため検討できる段階にない。

Ⅲ 課題と提言

1) 広域相談支援事業所について

北海道 13 カ所の広域相談支援事業所における経過と特徴、事業内容、事業実施体制について概観する。

平成 17 年北海道障害者総合相談支援センター事業が開始された。障害者自立支援法施行前の平成 17 年に 14 支庁に各一箇所、社会福祉士、精神保健福祉士等 2 名を配置する設置計画であった。事業内容は 365 日 24 時間 3 障害対応の専門的総合相談と市町村の相談支援体制構築への支援である。相談支援事業者は北海道のプロポーザル選考により民間法人に事業委託された。

平成 18 年 10 月障害者自立支援法の施行に伴い、北海道障害者総合相談支援センター事業は、北海道地域生活支援事業として改変され、『個別支援市町村体制作りの支援』へと位置づけが変更される。日常相談は市町村相談支援事業が対応することとなる。しかし各支庁圏域における北海道と市町村の役割分担と取り組み状況には地域差があり、一部の圏域は 2 圏域合同の運営も行われる。

北海道障害者総合相談支援センター事業は平成 20 年度で終了し、平成 21 年度より広域相談支援体制整備事業に事業変更され継続している。

北海道の 14 障害福祉圏域に 1 名の「地域づくりコーディネーター」の配置（全 21 名）と全道 6 名の「地域移行コーディネーター」の配置体制となった。

事業の目的は、「障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、地域における生活支援体制構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行う」である。

北海道障害者総合相談支援センター事業から広域相談支援体制整備事業へ移行する際に、留萌、宗谷、日高、根室がコーディネーター 1 名体制となりセンターの存続が問題となった。当該センターがそれぞれの地域と調整を行い、市町村相談支援事業の指定を受ける等により 1 名分の人件費を確保して継続する。また、平成 22 年度より、北海道障がい者条例第 27 条第 1 号に基づく支援員にも位置づけられた。

このように、北海道の障害福祉圏域によって圏域分担し、業務委託によって社会福祉法人法人、NPO が実施主体となっている。事業の位置づけは道の広域圏域における市町村への専門支援と障害福祉サービスの体制整備のコーディネイトが主たる内容となっている。障害者自立支援法施行により事業内容は変化し、相談支援事業から市町村福祉への移行をベースに、障害福祉の新体系移行に伴う入所施設から地域移行の支援や退院促進事業等の政策的対応が重点となっている。一方、広域相談事業所の財政的問題から存続が危ぶまれる状況も現出し、市町村事業受託事業の 2 本立てで経営を維持する等の事業の安定性・継続性に難問を抱えている。こうした困難な状況にあって、圏域の 3 障害対応の総合的で多くの業務課題を担いつつ、脆弱な事業基盤で奮闘している現況といえる。

2) 課題と提言

① 現況と課題

今回の調査から把握できた全般的な状況としては、回答のあったすべての広域相談事業所が

相談や支援を行っているが、触法障害者等の相談支援に関する利用状況からは、触法障害者等の支援に関する地域の認知の問題と広域相談事業所の活用、さらに連携体制のネットワークの3つの側面から端緒についた状況である。支援の受け皿は少数であり不足している。さらに地域機能連携ネットワークと推進体制は未整備であり、今後の課題となっている。

②触法障害者等の相談支援体制整備と地域自立支援協議会の役割

広域相談事業所の触法障害者等の相談支援に関する位置づけとアプローチの基本的な考え方として、触法障害者等の支援に限らずさまざまな相談に対応をしている地域の相談支援事業所にとっては、地域生活を支えるための基盤となる地域づくりが課題となっている。こうした地域基盤の上に、地域生活全般にわたる触法障害者等への相談支援やコーディネートも展開され、実際的な受け皿の開拓や整備が取り組まれることになる。

したがって、市町村レベルでは、地域に根ざした相談支援体制づくり、受け皿資源と推進体制づくりのためには、地域自立支援協議会における触法障害者支援が位置付き取り組みを調整する機関として機能することが必要である。多くの市町村指定相談事業者は地域自立支援協議会の事業を合わせて事業を担っていることが多いことから、一体的な取り組みとして推進することが望まれる。

③保護観察所及び地域生活定着支援センターを核とする相談支援体制について

北海道は平成22年度から札幌市と釧路市の2ヵ所に北海道社会福祉協議会に委託した地域生活定着支援センター（職員4名配置）を設置した。実際的な運用は6月予定である。

北海道の広域性を考えると、全道一円を2ヵ所の地域生活定着支援センターでカバーする体制では不十分である。北海道には、札幌市、釧路市、旭川市、函館市の4ヵ所の保護観察所が設けられている。少なくとも保護観察所毎に地域生活定着支援センターを設置し、併せて障害福祉圏域の広域相談支援体制整備事業に触法障害者等の相談支援が位置づけられ、市町村地域自立支援協議会、障害者支援施設とネットワークを組む、重層的支援体制が必要である。

このことにより地域で触法をせざるを得ない状況に追い込まれた方を未然に支援し防止する効果が期待できる。

④先進的支援事業所のモデル的センター的事業の指定

また支援の受け皿が決定的に不足し、取り組みが遅々としている状況を打開するためには、先進的実践の支援事業所にモデル的センター的支援事業の指定を行い、専任職員を配置するなどにより専門的な支援のプログラム開発と人材養成研修、ネットワーク形成、地域啓発を実施し受け皿作りを支援推進する対策が必要である。

⑤触法障害者等の受け入れ加算制度の改善

これらの地域システムと平行して、受け皿づくりの制度の見直しが喫緊の課題である。触法障害者の障害者福祉施設における受け入れの加算については、新法移行事業所と居住支援及び刑務所からの受け入れの場合に限っている。受け入れを行っている施設には、旧法事業者も多いが制度的には除外され、受け入れ施設の拡大を停滞させている。

全ての事業者が取り組めるように旧法事業所への加算の適用、日中活動・就労支援事業への対象事業の拡大、保護観察中や起訴猶予の支援、出所前又被疑者支援期間を含むものに支援の実態に合わせた改善が必要である。

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ」
 広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者への支援に関する実態調査

1 相談支援事業所における触法・非行にかかわる相談・支援の有無について

①

ある	8
----	---

 ②

ない	0
----	---

2 1で「①ある」と答えた方へ。支援した実数を記入して下さい。

総数	25
----	----

(うち、男性)	20
---------	----

(うち、女性)	5
---------	---

3 1で「①ある」と答えた方へ。①の主障害別人数、()には継続支援中の人数を記入して下さい。

		総数	手帳			総数	手帳
①	知的障害	21	19	②	精神障害	2	2
③	自閉症	0	0	④	アスペルガー症候群	2	0
⑤	注意欠陥多動性障害	0	0	⑥	学習障害	0	0
⑦	高次脳機能障害	0	0	⑧	身体障害	1	1
⑨	その他の障害	0	0	⑩	障害が疑われるが未診断	2	0

4 1で「①ある」と答えた方へ、犯罪の種類ごとに人数を記入してください。

①	殺人(殺人未遂も含む)	1	②	強盗	2
③	放火	2	④	強姦	0
⑤	暴行・傷害	5	⑥	脅迫・恐喝	2
⑦	窃盗・万引き	8	⑧	わいせつ	6
⑨	住居侵入	6	⑩	器物損壊	1
⑪	薬物関連	1	⑫	その他	3

5 1で「①ある」と答えた方へ。センター利用の経路ごとの人数を記入してください。

1	弁護士	1	2	病院(医療機関)・保健所	0
3	通所系事業所	1	4	居住系事業所	2
5	道・市町村・行政機関	6	6	他の相談支援センター	6
7	保護観察所・保護司	2	8	少年院・刑務所	2
9	本人より直接	2	10	民生委員・地域住民	0
11	家族・親族	3	12	その他	4

12「その他」例… 入所型事業者、高等養護学校、中学校時代の担任、当事者からの紹介

6 1で「①ある」と答えた方へ。相談支援内容を記入して下さい。(複数回答可)

①	居住の場について	15	②	日中活動やデイケア	10	③	手帳の申請	2
④	日常生活全般支援	6	⑤	余暇支援	2	⑥	生活保護申請申請	2
⑦	年金申請支援	2	⑧	居宅介護利用支援	0	⑨	医療に関わる支援	3
⑩	就労支援	4	⑪	その他	2			

11「その他」例… 多重債務に関する支援、成年後見制度の活用、罰則金支払いについて 総数48件、

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ
 広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者への支援に関する実態調査

7 1で「①ある」と答えた方へ。支援の際にどの機関と連携しましたか。

1	弁護士	3
3	通所系事業所	9
5	道・市町村・行政機関	17
7	保護観察所・保護司	7
9	本人より直接	0
11	家族・親族	13

2	病院（医療機関）・保健所	5
4	居住系事業所	6
6	他の相談支援センター	9
8	少年院・刑務所	3
10	民生委員・地域住民	4
12	その他	4

12「その他」例… 養護学校等の教育機関、入所型事業所、高等養護学校、警察、消防、社会福祉士会、生保ワーカー

8 1で「①ある」と答えた方へ。支援で困難な問題があれば記述して下さい。

- ・司法関連機関との円滑な支援、情報共有について。特に遠方地からの依頼の場合、仮退所等の決定から早い段階（可能であれば、決定前に退所後の生活拠点が想定された時点で）で本人状況の共有が図れると、その後がスムーズだと考えます。
- ・「個人情報保護」のみを前面にした状況での資源調整は限界があると考えます。
- ・支援の広域性
- ・女性スタッフである対応が困難か？
- ・地域での受け皿の問題が一番ではないかと思えます。現実的には、入所施設（事業所）が中心になると思えますが、現状の利用者支援で一杯であり、厳しい現実があります。
- ・本人に対する直接的な支援の経験はありませんが、他圏域からの入所先の照会などの際、個人情報の取り扱い方の難しさを感じました。
- ・例えば、入所施設に入った後の支援会議のあり方。支援プログラムのたて方、共有が難しい。
- ・金銭管理が不能、年金、生保等のお金が入ると札幌などに出かけて使ってしまう。預金の管理を提案するが拒否、通帳を変える、カードを変えるなど、管理できない。
- ・当事者の家族にも障害（知的）があり、保護者としての責任能力なし。又、家族の反社会的行為があるために、責任の所在が不明となり、支援手段の判断に困った。
- ・住まい等の生活するための基盤資源がない。

9 支援において必要な対応、体制、制度などについて自由に記述してください。

- ・司法関連制度、福祉関連制度を相互に学べる機会が必要。
- ・生活の安定、再犯防止などの生活の定着支援に向けた支援システムが必要。
- ・最低でも市町村毎の相談支援体制（行政以外で）
- ・警察との連携体制
- ・体制作りは急務であり、保護観察所などを含めての連携体制を作っていくことは可能かと思えます。ただ現実的な受け皿や積極的に支援する体制づくりはまだまだです。
- ・勉強不足を痛感しています。
- ・3度の刑務所を経験したが、幸いにして再犯はしていない。生活はメチャメチャで旧担任などがお金を出したりして何とか生きている。資金を調達してもスナック、風俗などですぐに使果たすため生保も
- ・成年後見制度などの親族以外の者や制度を整備することが必要。
- ・生活するための資源が必要。

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ
 広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者等支援の体制づくり調査

1 北海道・圏域において触法・被疑者となった方の支援について課題となっていること。

*実際に検挙されていなくても、犯罪・非行を犯すおそれが強い方も含む

① ある ② ない

2 触法・被疑者となった方から支援を求められた時に、活用できるネットワークの有無について

① ある ② ない

3 2で「①ある」と答えた方へ。支援のネットワークの内容について

①	障害者相談支援事業所・団体等	1
②	障害者福祉サービス事業所・団体等	1
③	障害者自立支援協議会・地域福祉団体等	0
④	病院・医療機関・団体関係	0
⑤	保護観察所・更生保護関係者等	0
⑥	その他	0

4 触法・被疑者となった方を受け入れてくれる福祉サービス事業所等

① ある ② ない ③ わからない

5 4で「①ある」と答えた方へ。受け入れてくれる・くれそうな事業所数を記入して下さい。

①	通所系（就労支援、福祉的就労支援等）	2
②	居住系（入所施設、GH等）	5
③	訪問系（ホームヘルプ等）	0
④	医療関係	1
⑤	その他	0

6 地域自立支援協議会や連携会議等における触法障害者支援に関する協議や場の状況について

① ある ② ない

7 触法・被疑者となった障害者への支援に関する協議や検討する場の必要性について

①	必ず設置すべきである	1	②	あったほうが良い	2
③	必要に応じての参集が良い	5	④	必要ない	0

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ

広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者等支援の体制づくり調査

8 今後設置される地域生活定着支援センターとの連携について、取り組みや検討していることを記入して下さい。

・司法関連機関から福祉関連機関（地域生活支援等）へのコーディネーター役や、フォローアップ（定着支援）の機能を期待したいと考えます。

・まず、地域生活定着センターに対しては、北海道という特有な地域情勢を鑑み、地方の支援までいき届くセンター配置と、あわせて、広域支援の覚悟とスキルを望みたい。その上で、連携という面において、市町村の地域自立支援協議会とのそれが望ましいと思われるか、協議会体制が整っているかどうかについては、特に地方においては期待できない。

それらの点を総合的に考慮すると、本来であれば、地域定着センターのような機能を持ったセンターは、箱モノではなくソフトとして圏域センターのような場所に事業委託される形が望ましいのでは・・・。地域生活を冠とするのであればなおさら、各地域に根差した支援が求められるのである。

・定着センターについて、具体的な情報がないこともあり、はっきりと考えを示せない状況です。特に圏域センターとどのような連携をすべきかなどビジョンを示していただけるとありがたいです。ただ、他の都道府県のように、具体的な施策の展開が必要と思います。

・協働できるように準備したい。

・広い北海道に一箇所では少ないと思う。遠いところとの連携は実用的でない。

・センターがどんなものかよくわからない。札幌や旭川などの大都市に数箇所設置されるのであれば研修程度くらいしか機能しないのではないかと。〇〇センターを分野別につくっていくよりは地域に根ざした総合支援センターを充実した方がよい。

・地域生活定着支援センターの運用が具体的にどの様なものになるのか充分に理解していないため・・・。

・正直なところ具体的な連携のイメージができない。都市部に設置されることが想定されるため支援の実効性がある具体的な連携が難しいとだろうと考えている。

9 広域相談支援事業として圏域内の体制づくりの役割と触法障害者支援に関する取り組みや検討の状況について
計画検討内容や取り組みの状況など

①	検討している	0
③	検討できる段階ではない	3

②	検討していない	5
---	---------	---

・地域資源が比較的多い地域でもあり、また当センターでの該当事例としては少ないが、ニーズ把握や、該当事例がない事業所等の状況、情報共有の場、ニーズが挙がってきた場合の支援体制づくりの検討は今後必要だと考えます。

・触法障がい者であっても、一般の障がい者であっても、地域生活を望む上での生き辛さや困りごとは一緒である。もちろん、再犯の恐れという面では相談支援の性質において戸惑うこともあるが、冷静にケースを分けて整理すると、相談支援のなすべきことは変わらないことに気がつく。先にも触れたが、特に地方において地域自立支援協議会の体制が整っていない、あるいは、形骸的になってしまっていることを問題・課題としてとらえ、そこへの支援に重きを置くことが急務と考えている。

・具体的な情報が少ないこともあり、まだ圏域内では議論にあがることも少ないようです。ただ、保護観察所の連絡会議等では必要性が伝えられてきている状況です。

・具体的なケースの情報もない状況。必要性を把握できていない。

厚労科研21-23年「触法・被疑者となった障害者への支援研究田島班小林グループ

広域相談支援事業所における触法・被疑者となった障害者等支援の体制づくり調査

- ・今後の検討課題としている。精神障害者地域生活支援事業の要綱にもあり、地域づくりと一緒に考えていく事を検討中。
- ・圏域毎には検討されていると思うが、全体での検討はされていない。
- ・触法者の個人情報、どの程度広域相談支援事業所に伝わるのか。伝えられるのかによって検討できるか否かの判断可能。現状としては、施設や一部の関係者の範囲内で対応され、処遇されていると思う。広域相談支援事業所が介入して支援できるのは、地域の体制づくりにとどまる様な気がする。
- ・「触法」というよりも「地域生活」での課題が多いため触法に限った検討までいかない。例えば「住まい」を考えた場合に保証人がいない方への住居の提供が難しい。など

10 広域相談支援事業所が触法障害者支援に関する役割、機能について

- ・広域相談とはいえ事業所単独での支援ではなく地域での取り組みが不可欠になると思います。触法障がい者支援に限らず、地域での支援体制づくりに努めていく役割であると考えます。
- ・同時に広く一般住民に、とまでいなくても、本人の生活拠点となる場の周辺の住民からでも丁寧な周知と相互理解がある上での体制づくりが必要だと考えます。
- ・触法障がい者であっても、一般の障がい者であっても、地域生活を望む上での生き辛さや困りごとは一緒である。もちろん、再犯の恐れという面では相談支援の性質において戸惑うこともあるが、冷静にケースを分けて整理すると、相談支援のなすべきことは変わらないことに気がつく。先にも触れたが、特に地方において地域自立支援協議会の体制が整っていない、あるいは、形骸的になってしまっていることを問題・課題としてとらえ、そこへの支援に重きを置くことが急務と考えている。
- ・圏域センターの最大のメリットはネットワークであり、全道でしっかりと協議したり共有する場づくりが必要だと考えています。
- ・地域での啓蒙活動やサービス提供事業所への仲介などを役割として担うことができると考えているが経験不足が課題となる。
- ・早い段階からの障害の発見と支援ができる地域づくり。
- ・支援は特に「触法」に限っているわけではなく、触法となった障害者だから支援しないというわけではない。ただ、特別の困難さが想定されるので支援方法についての研究や研修は必要と考える。当センターでは「窃盗」のため、それほど特別ではなかった。
- ・触法障害者が出身地で生活することが困難な場合に圏域を超えた支援が必要となるため事業所の利用は可能。ただし、個々のケースにどれ程度介入できるのかは疑問で、単に施設やサービス事業所を紹介するだけで終わってしまえば意味がなくなってしまう。

11 その他、ご意見があれば自由に記入して下さい。

- ・地域生活定着センターの具体的な情報が欲しいです。
- ・触法障害者を受け入れてもらえる事業所（施設）は限定されてしまい、集中する可能性あり。（精神の医療観察法と同様に）地域的にも限定され、スタッフの能力も専門性が必要とされる。一事業所の厚意に頼るのではなく、体制の整備は必要であるし、その様な事業所への報酬（？）が補償される様、体制も必要であると考えます。
- ・定着センターのことについての知識不足のため検討できる段階にありません。